

## 「個人住民税税額シミュレーション」ASPサービス利用契約書

### (総則)

第1条 藤沢市（以下「サービス利用者」という。）と〇〇〇〇〇（以下「サービス提供者」という。）は、「個人住民税税額シミュレーション」ASPサービス利用に関し、この契約書に定めるもののほか、「個人住民税税額シミュレーション」ASPサービス利用仕様書（以下「ASPサービス仕様書」という。）及び「データの保護及び秘密の保持等に関する仕様書」等に基づき、履行することとする。

### (目的)

第2条 この契約は、本サービスを利用するにあたり、ASPサービスを提供しているサービス提供者と契約し、別紙「ASPサービス仕様書」に定めるサービスを利用する目的とする。

### (契約場所)

第3条 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 市民税課他 とする。

### (契約期間)

第4条 2023年（令和5年）11月1日から2024年（令和6年）3月31日までとする。

### (利用期間)

第5条 2024年（令和6年）2月1日から2024年（令和6年）3月31日までとする。

### (契約金額)

第6条 契約金額（利用期間のみ）については次のとおりとする。

総額	円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税	円）

### (支払方法)

#### 第7条

- サービス提供者は、本サービスの提供について、サービス利用者に対して上記の金額の支払いを一括請求するものとする。
- サービス利用者は前項の請求を受理したときは、その日から30日以内に

前項で定めた金額を支払わなければならない。

3 サービス利用者が本サービスの利用料の支払いを怠った場合は、サービス利用者は支払う金額に対して支払時期到来の日の翌日から支払をするまでの日数に応じ、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」に規定される遅延利息の利率（年2.5%）の割合による遅延利息を附加して支払うものとする。

(契約保証金)

第8条 この契約の契約保証金は、藤沢市契約規則第28条の規定に定めるところとする。

(A S P利用サービス)

第9条 サービス提供者は、サービス利用者にA S Pサービスを提供するにあたり、詳細な運用内容については、別紙「個人住民税税額シミュレーション」A S Pサービス利用仕様書により実施すること。

(再委託の禁止)

第10条 サービス提供者は、サービス実施にあたり、再委託を行うことを禁止する。

(秘密保持の義務)

第11条 サービス提供者は業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。  
また、この契約期間満了後または解除後において同様とする。

(報告)

第12条 サービス提供者は毎月の本サービス提供の終了後、月初めより10営業日以内に、前月のアクセス件数を「月次アクセス件数報告書」としてサービス利用者に提出する。

(サービス開始を遅延した場合の違約金)

第13条 サービス提供者は、仕様書に規定する税額シミュレーションシステムの稼働について、記載の期日までにサービスを開始できなかったときは、藤沢市契約規則第89条の規定に定めるところとする。

(契約不適合責任)

第14条 サービス利用者は、この契約締結後、契約の内容に適合しないことを発見したときは、A S Pサービス利用料の減額若しくは損害賠償の請求又は

契約の解除をすることができる。

(保守点検)

第15条 サービス提供者は、常時、サービスが正常な状態で利用できるようにすること。万が一、ソフトウェアの障害等により、サービスが正常な状態で提供できないときは、正常な状態に回復させるための処理をサービス提供者の負担において実施しなければならない。なお、端末機本体の故障の場合、またはサービス提供者の責によらないソフトウェアの障害に起因する場合はこの限りでない。

(サービス利用者の契約解約権)

第16条 サービス利用者は、サービス提供者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解約することができる。

- (1) この契約に違反したとき。
- (2) 正当な理由がないにもかかわらず、この契約に定める義務を履行しないとき。
- (3) 契約の履行につき、サービス提供者に不正な行為があったとき。
- (4) 正当な理由がないのに、サービス利用者の指示に従わないとき。
- (5) 役員等（サービス提供者が個人である場合にはその者を、サービス提供者が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ）が、集団的に、計画的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。
- (6) 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められるとき。
- (7) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (8) 前7号のほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (9) サービス提供者の経営に暴力団関係者の実質的な関与があると認められるとき。

- (10) 第5号から第9号に規定する行為を行う者であると知りながら、その者と下請け契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約を締結したとき。
- 2 前項の規定により、この契約を解約したためサービス利用者が損害を受けたときは、サービス提供者はその損害を賠償しなければならない。ただし、賠償額はサービス利用者とサービス提供者が協議の上決定する。

(サービス提供者の契約解約権)

第17条 サービス提供者は、サービス利用者が利用料未払いその他この契約に違反した場合には、サービス利用者への事前の通知若しくは催告を要することなく、本サービスの全部又は一部の提供を停止し、解約することができるものとする。

(損害の負担)

第18条 サービス提供者は、業務の履行上発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、サービス利用者から必要な指示を受け、自己の責任において処理し損害を負担しなければならない。ただし、その損害がサービス利用者の責任に帰する理由による場合においては、この限りでない。

(談合その他不正行為に対する賠償金の徴収)

第19条 サービス利用者は、サービス提供者がこの契約について次の各号のいずれかに該当するときは、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を徴収するものとする。ただし、サービス利用者が賠償金を請求することが適当でないと認める場合は、この限りでない。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下この項において「独占禁止法」という。)第3条の規定により禁止される不当な取引制限を行ったとして独占禁止法第7条第1項又は第2項の規定による排除措置命令を受け、独占禁止法第61条第2項の規定により当該命令の効力が生じたとき(当該命令に係る行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第3条第1項に規定する抗告訴訟を提起した場合は、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。次号において同じ。)。
- (2) 独占禁止法第3条の規定により禁止される不当な取引制限を行ったとして独占禁止法第7条の2第1項の規定により納付命令を受け、独占禁止法第62条第2項の規定により当該命令の効力が生じたとき。
- (3) サービス提供者(法人の場合にあっては、その役員又は使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6の規定に違反し、同条の規定による

- 刑が確定したとき。
- 2 前項本文の規定は、実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、超過分につき賠償を請求することを妨げない。
  - 3 前2項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。

(疑義の決定)

第20条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じたときは、サービス利用者とサービス提供者が協議のうえ決定するものとする。

(裁判管轄)

第21条 この契約に関する訴えの管轄は、横浜地方裁判所とする。

この契約の締結を証するため本書2通を作成し、サービス利用者とサービス提供者各者が記名、捺印をして、各自1通を所持する。

2023年（令和5年）月 日

サービス利用者 住所 藤沢市朝日町1番地の1  
藤沢市  
藤沢市長 鈴木 恒夫

サービス提供者 住所

# 余白